

# 監 査 委 員 事 項

## 沖縄県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定により、無歯科医地区医療対策事業に関する監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月31日

沖縄県監査委員 又 吉 春 三  
沖縄県監査委員 幸 地 啓 子  
沖縄県監査委員 新 垣 哲 司  
沖縄県監査委員 渡 久 地 修

### 無歯科医地区医療対策事業に関する監査の結果報告について

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査実施方針

無歯科医地区医療対策事業（以下「医療対策事業」という。）の医薬材料費等について、不適正な会計処理が行われているとの情報提供があったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき、医療対策事業の医薬材料費等の経理事務を監査するとともに、同条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

##### 2 監査対象事項

医療対策事業の医薬材料費等の経理事務に関すること。

##### 3 医療対策事業の概要

医療対策事業は、無歯科医地区における歯科医療の確保の一環として、厚生労働省医師等派遣制度に基づき、本土の歯科系8大学の協力を得て、昭和36年度から実施している。平成22年度及び平成23年度は歯科医師2人、歯科衛生士2人が派遣され、県から歯科技工士1人、歯科衛生士1人が加わった6人で診療班を編成し、渡名喜村渡名喜島、竹富町波照間島及び黒島の計3地区で実施している。

医療対策事業の平成22年度の決算額は5,887千円で、うち医薬材料費は2,182千円となっている。平成23年度の決算額は4,993千円で、うち医薬材料費は1,862千円となっている。

また、国庫補助金について、平成22年度は4,138千円、平成23年度は4,203千円（補助率3/4）を受け入れている。

#### 医療対策事業の実施状況

区 分	平成22年度			平成23年度		
	診療実施月	診療日数	受診者数	診療実施月	診療日数	受診者数
渡名喜島	6月～7月	24	92	5月～7月	24	87
波照間島	10月～11月	21	155	9月～11月	24	145
黒 島	2月～3月	21	81	1月～3月	23	82
合 計		66	328		71	314

##### 4 監査対象機関

福祉保健部

##### 5 監査の対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成22年度及び平成23年度
- (2) 監査実施期間 平成24年6月18日から同年7月27日まで

##### 6 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(1) 書面及び実地監査

監査対象機関に事実確認に必要な資料等の提出を求め、平成22年度及び平成23年度に医務課に勤務していた職員のうち課長他4人と福祉保健企画課職員2人の計7人から事情を聴取することによって監査を実施した。

(2) 関係人調査

歯科材料等を納入している3社に納品日、納品状況がわかる伝票・台帳等の提出を求め、関係者から事情を聴取することによって調査を実施した。

第2 事実の確認

1 本件の概要

平成22年度から平成23年度までの医薬材料費等の支出について、予算執行何等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を支払う不適正な会計処理（以下「差替え」という。）をしていた。差替え額は、支出額4,021千円のうち半分以上を占める2,288千円となっていた。

また、換金性の高い歯科用金銀パラジウム合金（以下「金パラジウム合金」という。）を平成22年5月から平成24年2月までの間に、3社から306袋、9,578千円を納入させていた。その内、業者への未払い分が221袋、6,961千円となっている。金パラジウム合金の年間使用量は4袋に過ぎず、306袋は76.5年分に相当する。

金パラジウム合金の納品総数306袋から使用した11袋を差し引くと、在庫は295袋なければならないが、在庫数は61袋しかなく、234袋（約7,254千円相当）が不明となっていた。不明分について、医務課の職員Aは、平成23年1月から売却し、借金返済や遊興費等に充てたと認めている。

2 経理事務の状況

医療対策事業の医薬材料費等の経理事務について確認したところ、発注、納品、検査、管理の各段階において、担当者1人だけに任せっきりにして事務が執行され、チェック機能が全く働いておらず、次のような不適正な経理処理が行われていた。

(1) 予算執行伺

発注にあたっては、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第53条の規定に基づき、事前に医薬材料を購入する理由、品名及び数量、金額等を記載した予算執行伺の決裁をとることになっている。しかし、医務課においては、その手続をとることなく、業者に医薬材料を電話で発注していた。また、巡回診療に必要な医薬材料を事前に十分チェックして発注すべきところを離島の診療現場から足りない医薬材料を発注し、離島から帰任後に予算執行伺等の事務処理を行っていた。

(2) 見積書

随意契約をしようとするときは、財務規則第139条の規定に基づき、契約書案その他見積もりに必要な事項を示して2人以上から見積書を取らなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとする場合等は1人から見積書を取ることになっている。しかし、医務課においては、会計処理を行なわないまま、納品後に請求書とともに見積書を取っていた。また、10万円以上の医薬材料の購入であっても、2人以上から見積書を取ることを省略するため、業者に指示して10万円以下に分けた見積書を提出させていた。

(3) 納品検査

納品にあたっては、財務規則第113条の規定に基づき、予算執行伺や見積書等により当該給付の内容及び数量について検査を行うことになっている。また、消耗品等の納品の検査は、予算執行伺をした職員以外の職員でなければならないことになっている。しかし、医務課においては、納品後に予算執行伺を行っていた。納品検査は主に県庁地下倉庫で一人で行い、虚偽の調書を作成した上、納品を確認していない臨時的任用職員に検査調書への記名・押印を指示していた。

(4) 支出手続

医薬材料費を支出するときは、財務規則第75条の規定に基づき、支出命令者が、見積書、納品書、検査調書等必要な書類を確認して、出納機関に対して支出を命令することになっている。しかし、医務課においては、業者に金パラジウム合金等を納入させた上で、後日、金パラジウム合金等とは異なる医薬材料の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成

するなどして、違法に医薬材料費を支出していた。支出命令者のチェック機能が働かず、不正な経理処理を発見することができなかった。

(5) 物品の管理

物品の管理は、物品の適正かつ効率的な供用、その他良好な管理を図ることを目的としている。そのため、財務規則第201条の規定に基づき、消耗品受払簿を備え所定の事項を登記することになっている。しかし、医務課においては、消耗品受払簿を備えていないため、在庫を把握していなかった。医薬材料は、ジュラルミンケースに入れられたままで、整理整頓がされず、管理は不適切であった。

3 差替え等の状況

(1) 県の支出状況

医薬材料等は、主に3社と取り引きしており、その3社に対する平成22年度及び平成23年度の県の医薬材料費等の支出総額は、4,021,072円であり、年度別支出状況は次のとおりである。

県の支出状況 (円)

年度	平成22年度	平成23年度	計
支出額	2,157,125	1,863,947	4,021,072

(2) 差替えの状況

正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を支払う不適正な会計処理がなされていた。

職員Aは、納入させた金パラジウム合金等を他の一般材料の商品に書き替えて請求するよう指示していた。平成22年度及び平成23年度の医薬材料費等の支出総額4,021,072円のうち、半分以上を占める2,287,552円が差替えられていた。

平成23年度の差替え額には、平成22年度に納入された物品の額（翌年度払い）が含まれているが、特定できないため差替えとして整理した。

年度別差替え額は、次のとおりである。

差替えの状況 (円)

年度	平成22年度	平成23年度	計
差替え額	835,742	1,451,810	2,287,552

4 未払額等の状況

(1) 業者の納品額

平成22年度及び平成23年度の納品総額は、10,986,455円となっており、年度別納品額は次のとおりである。

集計した表は、各業者から帳簿等の資料の提供を受けて監査委員事務局で作成したものである。

業者の納品額 (円)

年度	平成22年度	平成23年度	計
納品額	2,909,395	8,077,060	10,986,455

(2) 未払額の状況

各業者の納品額が県の支出額より大きいことから、6,965,383円の未払額が生じているが、一部個人支払があったことから、未払額は、納品額から県の支出額及び個人支払を差し引いて算出した結果、5,765,383円となっている。年度別未払額は次のとおりである。

未払額の状況 (円)

区分	平成22年度	平成23年度	小計(A)	個人支払(B)	計(A)-(B)
未払額	752,270	6,213,113	6,965,383	1,200,000	5,765,383

## 5 金パラジウム合金の状況

### (1) 発注・納品

金パラジウム合金は、306袋、9,577,785円が納入されており、年度別納品状況は次のとおりである。

職員Aは、業者3社に対して他の医薬材料と同様に未払分も含めて従来どおりの注文方法により金パラジウム合金を発注していた。納品も従来どおり主に沖縄県庁地下2階医務課倉庫において金パラジウム合金を受け取っていた。また、巡回診療中は島へも業者から送付させていた。

納品書の宛名は、沖縄県であり、担当者が、その納品書にサインをしていた。

金パラジウム合金の納品状況 (円)

平成22年度		平成23年度		計	
袋数	金額	袋数	金額	袋数	金額
60	1,822,590	246	7,755,195	306	9,577,785

### (2) 使用状況

金パラジウム合金の使用量は、医務課が診療報酬請求明細書から集計した金パラジウム合金を使用する処置（ブリッジ、クラウン及びインレー）件数に、職員Aが主張する1本当たりの使用目安量に乗じて算出した。平成22年度から平成24年6月までの使用量は、約11袋と推計される。

平成22年度及び平成23年度の平均使用量は、年間4袋である。

### (3) 在庫の状況

医薬材料の在庫について、医務課職員が平成23年10月頃に確認したところ、金パラジウム合金1袋を確認している。

また、渡名喜島巡回診療後の平成24年6月29日に福祉保健企画課及び医務課の職員により在庫確認を行った結果、金パラジウム合金61袋が確認された。その後、使用残の金パラジウム合金15グラム（0.5袋）も確認している。

納品総数306袋から使用した11袋を差し引くと、在庫は295袋なければならないが、在庫数は61袋しかなく、234袋が不明である。この不明分については後述するが、職員Aは売却したと説明している。

職員Aは、渡名喜島巡回診療中の平成24年6月に、売却目的で金パラジウム合金3袋を納入させたが、売却する暇がなく、それを公務に使用したので、計算上、在庫の中に個人分の3袋が含まれていると主張している。しかし、これについては、確認できなかったため在庫数に加味していない。

### (4) 公費購入分

公費で支出した金パラジウム合金は、正規購入分が、17袋、480,375円で、違法な差替えによる購入分が、68袋、2,136,645円、合計85袋、2,617,020円となっている。年度毎の公費で支出した金パラジウム合金の状況は次のとおりである。

公費で支出した金パラジウム合金の袋数は、職員Aが試算したものを基に業者の帳簿等と突合して、監査委員事務局において修正したものである。

職員Aは、大量に納入させた金パラジウム合金の代金を支払うため、他の一般材料の商品に書き替えて請求させ、平成23年10月まで支出していた。その後、職員Aは、購入手続の担当から外されたため、金パラジウム合金の支払をすることができなかった。

公費で支出した金パラジウム合金の状況 (円)

購入区分	平成22年度		平成23年度		計	
	袋数	金額	袋数	金額	袋数	金額
正規購入分	14	381,780	3	98,595	17	480,375
差替えによる購入分	43	1,346,310	25	790,335	68	2,136,645
計	57	1,728,090	28	888,930	85	2,617,020

(5) いわゆる個人分

職員Aは、金パラジウム合金を納入させた後、平成23年12月頃に、未払分の金パラジウム合金については、個人で支払うことを各業者に説明した。

個人分を認めるものではないが、便宜上、職員Aが、個人で支払うこととした未払分の金パラジウム合金を「いわゆる個人分」ということとする。

いわゆる個人分は、公費で支出した金パラジウム合金以外の分であり、平成22年度は、3袋94,500円、平成23年度は、218袋6,866,265円で、合計221袋、総額6,960,765円となっている。

なお、未払分のうち一部については、個人により支払われている。

(6) 請求書

各業者の提出した支払済分及び未払分の請求書の宛名は、沖縄県知事である。

職員Aは、各業者に対し、金パラジウム合金及びその他の商品を含めて10万円以内に分割して請求するよう指示し、また、金パラジウム合金については、他の一般材料の商品に書き替えて請求するよう指示した。

未払分についても、一部未請求があるものの、支払済分と同様に請求され、請求書を受け取っていた。

(7) 売却

職員Aは、平成23年1月頃から金パラジウム合金を大量に納入させるようになった。その頃から金パラジウム合金をインターネットオークションを活用して順次売却し、売却代金を得て、借金返済や遊興費等に消費したとしている。しかし、売却先、売却時期、売却数量、売却金額等について、職員Aは、説明を拒否しているため特定できなかった。

職員Aは、公費購入分は一度売却し、その後に補填したと説明しているが、公費で購入した金パラジウム合金の在庫について見ると、購入総数85袋から使用した11袋を差し引くと、在庫は74袋なければならないが、在庫数は61袋であるため、13袋（約403千円相当）が不足している。

なお、公費で支出した金パラジウム合金の納入時期は、平成22年5月21日から平成23年4月28日までである。

### 第3 監査結果

#### 1. 不適正な経理処理について

医療対策事業の医薬材料調達・管理事務においては、発注、納品、検査、管理の各段階において、担当者1人だけに任せっきりにして事務が執行され、チェック機能が全く働いていなかった。また、納品検査をしていない臨時的任用職員に指示して、検査調書等に検査済の記名、押印をさせていた。

発注前に行なわれるべき予算執行何が、発注、納品後に行なわれる等不適正な経理処理が行なわれていた。

さらに、予算執行何の決裁権者である担当課長、支出命令者である担当班長のチェック機能が全く働いておらず、不正な経理処理を発見することができなかった。

その結果、予算執行何等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして、違法に医薬材料費を支出していた。

この差替えにより、平成22年度及び平成23年度で、4,021,072円の執行済額のうち、半分以上を占める2,287,552円が不適正に経理処理されていた。

職員Aは、勤務時間中にたびたび長時間にわたり席を外し、不必要に地下倉庫に行っていた。これに対し、何回か注意したものの、改めさせることができなかった。これが、不正行為を誘発したものと思われる。

今回の不適正経理が発生した原因は、職員Aの法令違反による不正行為が最大の要因である。一方、事務の執行を職員Aに任せっきりで、担当課長、担当班長のチェック機能が全く働いていないことも大きな原因である。

今後は、内部牽制体制を強化するとともに、不適正経理の原因究明と再発防止策を講ずる必要がある。

#### 2. 金パラジウム合金について

金パラジウム合金については、平成22年5月から平成24年2月までに、306袋という異常な量を約50

回にわたり断続的に納入させていた。うち85袋を公費で支出している。

残りの221袋について、職員Aは、金パラジウム合金の納入があった後の平成23年12月頃に、「個人で支払う」と業者に説明したので「個人取引分」とであると主張している。

しかし、発注、納品の際、業者に個人分として説明しておらず、県分と区別していないこと、保管も、県分、個人分と識別することなく、一緒に管理されていること、納品書は沖縄県宛であり、これに自ら受領サインをしていること、未払分の請求書も、一部未提出があるものの、沖縄県知事宛に提出されていること、これらのことから職員Aの主張を是認することはできない。

職員Aは平成23年1月から金パラジウム合金を売却し、借金返済や遊興費等に充てたと認めていることから、これらを売却したことは、県に納品されたものを売却したことになる。事後、その一部を補填したり、未払分の一部を自己資金で支払っても、同様である。

公費により購入した金パラジウム合金の在庫について、購入総数85袋から使用量11袋を差し引くと、在庫は74袋なければならないが、在庫数は61袋であるため、13袋（約403千円相当）が不足している。

また、在庫の中に、納品年月日と不整合な製造年月日のものが含まれており、いつ、どのように入手したのか不明であり、県分として購入したものか、いつ補填したものか解明する必要がある。

さらに、職員Aは、金パラジウム合金の売却先、売却時期、売却数量、売却金額等について説明を拒否しており、特定できなかった。

これらのことから、これ以上の真相解明は困難であり、捜査機関にゆだねて真実を明らかにする必要がある。

### 3 情報提供に対する対応

今回の不適正な経理処理については、平成23年10月及び平成24年5月の2回にわたり情報提供があった。医務課においては、平成23年10月に情報提供があった時、発注、納品、支払事務等の担当者を変えたとともに、納品場所の変更、在庫量の確認、職員Aの勤務態度の注意等対策を講じていた。しかし、職員Aからの事情聴取を実施したが、本人から多額の修繕費を支払うため、一部差し替えがあるとの偽りの説明を信用し、適切な措置を講じず、その真偽を確認できなかったため、解明には至らなかった。

不適正な経理処理について、二度の情報提供を受けたにもかかわらず、適切な措置を講ずることなく、不正行為を見逃したことは、危機管理意識の欠如、内部牽制機能が働かなかつたと言わざるを得ない。

今後は、公益通報制度の趣旨を踏まえ、情報提供に的確に対応し、不適正経理の発見と再発防止に努める必要がある。

### 4 県の損害について

今回の監査の結果、真実が明らかになっていない部分もあることから、現時点で県の損害については、明確にすることができない。

従って、①金パラジウム合金を85袋購入したことが過剰な支出となっていること、②公費購入分の在庫数が13袋（約403千円相当）不足していること、③業者に対する未払額が5,765,383円生じていること、④医療対策事業が国庫補助事業であること、これらについて、関係機関等と調整するなど、損害を確定して、適切に対応する必要がある。

### 5 今後の対策

今回の不適正経理は、正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた後、虚偽記載の書類に基づき公費を支出するという方法により行っていた。

今後は、適正な経理を確保するため、次の点について、取り組む必要がある。

#### (1) 納品書等の書替えの防止

納品の際は、業者の様式により実際に納入された商品及び納品日が記載された納品書を受け取っていたが、支出には、別途書き替えた書類を添付していた。このことから、支出の際の見積書、納品書及び請求書の添付書類は、業者の様式とし、書替え指示を防止する必要がある。

#### (2) 請求年月日等の記入の徹底

事後処理や翌年度払いは、請求書等の日付がないことを利用し、虚偽の日付を担当職員が記入することで行っていた。このことから、納品年月日や請求年月日等の記入を業者へ徹底させ、適正な請求年月日等の記入を確認する必要がある。

#### (3) 適正な検査の実施

消耗品の購入では、予算執行伺者以外の職員が給付の確認検査を行わなければならないが、今回

は、発注納品を担当職員1人が行っており、書類を整えるために担当職員が作成した虚偽記載の検査調書に検査をしていない臨時的任用職員に記名押印を指示していた。この規定は、差替え等の不適正経理として平成21年度の会計検査院の指摘を踏まえ、内部牽制機能の強化を図る趣旨から設けられたものであり、その趣旨を十分踏まえ、検査調書という書類上の審査にとどまらず、適正な検査を実施し、その確認を徹底する必要がある。

(4) 購入に係る厳重なチェック

本庁における物品の購入は、原則、沖縄県物品調達基金を運用している物品管理課において執行しているが、沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則116号）第2条第2号イの規定により、医薬材料は同基金対象から除かれているため、物品管理課を通さずに執行課が直接購入することになっている。そのため、業者に指示して差替え等の経理処理を行うことが容易となることから、執行課においては、購入に係る一連の処理を厳重にチェックする必要がある。

第4 意見

平成21年に会計検査院において、国庫補助事業に係る事務費の不適正な経理処理が指摘され、平成22年に県の独自調査結果でも不適正な経理処理が判明し、県庁全体で不適正経理の再発防止に向け、取り組んでいるところである。

また、識名トンネル新設工事の契約問題を契機として、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施したところである。

このような中、不適正な経理処理が行なわれ、二度の情報提供を受けたにもかかわらず、適切な措置を講ずることなく、不正行為を見逃し、再び県民の信頼を失うことになったことは、誠に遺憾である。

今後、このような不祥事が二度と起こらないよう再発防止策を徹底するとともに、いま一度、職員一人ひとりが県民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等に基づいた厳正な公務の遂行に努め、県民の信頼回復に向けて全力で取り組んでいただきたい。